

令和5年度の公定価格について

本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定こどもの公定価格の額(下記表参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。また、3歳児以上の副食費の助成を受けた児童は、下記金額に4,500円を乗じた額となります。(但し、1号認定子どもは給食実施日に応じて乗ずる額が異なります。)

下記は、月を通じて在籍した児童に係る公定価格のため、月途中入退所の場合は日割り計算となります。

認定区分	クラス 年齢	各月単価												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
教育標準時間 (1号認定)	満3歳児	137,548	138,208	138,208	137,548	137,548	136,918	136,918	135,798	134,338	134,338	135,278	140,238	1,642,886
	3歳児	86,008	86,668	86,668	86,008	86,008	85,378	85,378	84,258	82,798	82,798	83,738	88,698	1,024,406
	4,5歳児	68,908	69,568	69,568	68,908	68,908	68,278	68,278	67,158	65,698	65,698	66,638	71,598	819,206
保育標準時間 (2,3号認定)	0歳児	199,440	199,440	199,420	199,440	199,440	199,400	199,270	199,270	199,250	199,180	199,150	202,190	2,394,890
	1,2歳児	115,920	115,920	115,900	115,920	115,920	115,880	115,750	115,750	115,730	115,660	115,630	118,670	1,392,650
	3歳児	65,880	65,880	65,860	65,880	65,880	65,840	65,710	65,710	65,690	65,620	65,590	68,630	792,170
	4,5歳児	49,180	49,180	49,160	49,180	49,180	49,140	49,010	49,010	48,990	48,920	48,890	51,930	591,770
保育短時間 (2,3号認定)	0歳児	195,270	195,270	195,250	195,270	195,270	195,230	195,100	195,100	195,080	195,010	194,980	198,020	2,344,850
	1,2歳児	111,750	111,750	111,730	111,750	111,750	111,710	111,580	111,580	111,560	111,490	111,460	114,500	1,342,610
	3歳児	61,900	61,900	61,880	61,900	61,900	61,860	61,730	61,730	61,710	61,640	61,610	64,650	744,410
	4,5歳児	45,200	45,200	45,180	45,200	45,200	45,160	45,030	45,030	45,010	44,940	44,910	47,950	544,010

※子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付費等については、気球認定保護者にたいする個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

※「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14城第1項(第50城において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。